

火災廃棄物処理の支援について

《火災廃棄物処理の支援を受けるためには》

環境課に「火災廃棄物処理支援申請書」を提出し、許可を受けてください。

※申請時に消防署発行の「り災証明」を添付してください（写しでも可）

※下表Aの可燃ごみ、不燃ごみ又は粗大ごみの処理の支援を受けようとする場合は、「廃棄物処理手数料減額（免除）申請書」を併せて提出してください。

※店舗、事務所、貸家、農機具小屋、宗教関連施設等は対象外です。

《火災廃棄物の処理について》

●都市美化センターで処理が可能なごみは、廃棄物処理手数料減額（免除）許可書を持参のうえ都市美化センターへ搬入してください。

※運搬・搬入は各自で行うか犬山市の一般廃棄物収集運搬許可業者をお願いしてください。

※可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに分けてください。

		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
A	搬入可	・衣類、布団	・家財道具 ・電化製品 (燃えたテレビ、冷蔵庫など含む)	・ <small>じゅうたん</small> 絨毯
受入時間	平日（月～金）	午前8時30分～午前11時30分 午後1時00分～午後3時30分		
	土曜日	午前8時30分～午前11時30分		

●都市美化センターで処理できないものは、搬入できません。

B	搬入不可	・トタン、不燃性内外壁等、コンクリート類、ブロック塀、土、鉄骨、スレート、瓦、タイヤ、機械類、農機具等、ボンベ、消火器、耐火金庫 焼け残った梁・柱等の木材、不燃の建具、自動車など (市で処理先をご紹介できるものもあります)
---	------	---

●上表の搬入不可なものうち、次のものは犬山市が指定する施設で処理することが可能です。

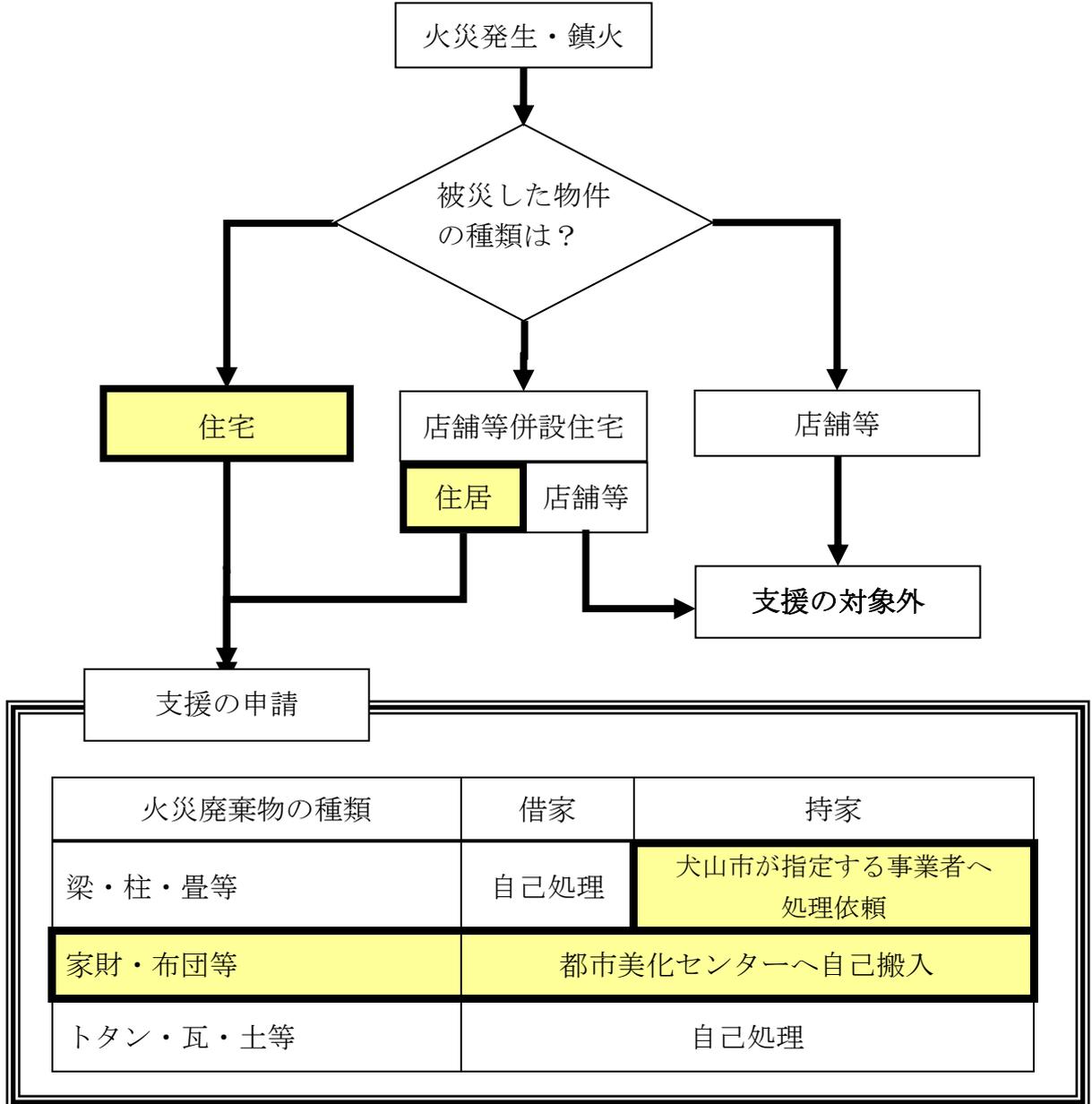
※運搬・搬入・処分は市が指定する事業者で行います。

C	市で収集運搬できるもの	焼け残った梁・柱などの木材、畳など (2m以下の長さにする)
---	-------------	-----------------------------------

## 火災廃棄物処理の流れ

※火災廃棄物処理の支援は、一般住宅建物火災が対象です。

※店舗、事務所、貸家、農機具小屋、宗教関連施設等（下図において「店舗等」という。）は、対象になりません。



※  の部分が支援の対象になります。

《問い合わせ先》

・犬山市役所 経済環境部 環境課 TEL 44-0344

## 対応例

- 店舗併設の場合・・・住居部分のみ支援の対象とする。  
店舗部分は支援の対象外とする。
  
- 借家の場合・・・建物は、貸家の事業の用に供する部分は支援の対象外とする。  
借主が所有する家具等の動産は、支援の対象とする。